

## 第20回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年12月8日(金) 午後1時15分～	
場 所	県庁別館2階第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	1 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換 (森林法⑤、土採取等規制条例⑤、土砂災害防止法⑤、全般的な論点②) 2 その他 3 次回の会議について	

### 1 開 会 (午後1時15分開始)

### 2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- (1) 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換  
(砂防法②、森林法③、都市計画法③)について
- (2) その他
- (3) 次回の会議について

### 3 議事の内容

#### ○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第20回会議を開催します。

次第の1ですが、検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換で、今日は、砂防法、森林法、都市計画法で、まず砂防法から意見交換をやっていきたいと思います。前回、一度やっていて、今日は2回目ということで、杉本課長のほうから、主に直したところを中心に御説明をお願いします。

#### ○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

右上に書いてありますように、赤字で書かれたところが前回からの修正箇所となります。そこを中心に話をさせていただきます。

まず6ページから7ページになりますが、前回の指摘事項として、所管法令で対応を

強化すべきである認識の結果、市が土採取等規制条例で指導することになったことを事実関係を追記するというので、そういうような指摘がございました。この事実関係になりますと、2009年11月4日に、市と土木と農林3者で打ち合わせの会議をやっています。その会議の中で、市がやっている土採取等規制条例で指導していくことが確認されておりますので、その時系列的に市が何で条例で指導することになったのかを一つ、時系列にこの会議の部分を入れさせていただきます。この内容については、公文書のA76と77がありますけども、その辺を基につくらせていただきました。

次に8ページ目になります。ここについては、治水上砂防の観点から必要な範囲を指定するのは当然であるが、確認できなかった理由は何ですかというところで、口頭で、そういう書類等が残ってなかったから、事実関係をしっかり証明することができなかったのと話をさせてもらったんですけど、それについては、文章的にも、ここに「資料により」というところを追記させてもらうことによって、何を根拠に確認できなかったかを、このような形で文言を追加させてもらっています。

9ページ目に移りますが、これは何日の新聞だっけかな。静岡新聞の中に取り上げられた……

○松村砂防課傾斜地保全班長

10月10日です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

10月10日ですか。10月10日の朝刊の中で取り上げられている公文書についての項目を付け加えさせてもらいました。これについては、実際に、この公文書に押印されている方々に対してのヒアリングを行って、その当時の考え方を確認しておりますので、そのことも含めて9ページの一番下のポツのところに記載させていただいております。ここは全文追加ですので、読ませていただきます。

「1998年10月28日の流域全体を面指定とすることに対する再検討結果において、「早急に指定地に編入する必要がある、しかし、前述のとおり、流域全域の指定は困難になった」という手書きメモが記載されており、これについて文書作成時の関係者に聴き取りを行ったが、いずれも内容について記憶がないとのことであった。しかし、当時の指定の考え方は、荒廃した溪流への砂防堰堤整備を進捗させるため、流域全体の指定に時間を要する場合には、事業に必要な範囲のみを早急に指定することを重視していたことを確認した。」

この辺を聞き取り調査の内容も含めて記載させていただいています。

それを受けて、次ページ目の【考察】に移りますが、今のことも含めて、1ポツ目に考察として追記をさせていただいております。1ポツ目が、砂防指定の指定範囲は当時、国の通達により、いずれの溪流においても流域を面的に指定することが可能であるか検討していたが、土地所有者の同意等が得られない場合は、逢初川に限らず、指定範囲を流域の一部にとどめ「たことは、流域全体の土地所有者から理解を得るために、時間をかけるよりも砂防堰堤の速やかな整備により、地域の安全を確保し、必要範囲を早急に指

定することを重視していた」とここで記載しております。

あと10ページ目の(2)では、2ポツ目、一番下のところになりますけども、赤字書きのところは「源流部の地山(自然地形)の溪流部分は荒廃が進んでいるものの」という表現の仕方について、昨年の県の見解があるんですが、その表現と統一をさせていただきました。前回は、このところは「地形的には溪流部の荒廃が進んでいるものの」という表現だったんですが、これだとちょっと分かりづらいこともございまして、昨年の県の見解でこの部分についての表現がありますので、それに合わせて記載しました。ここを変えています。

あとは11ページ目に移ります。11ページの先ほどのポツの続きとか、次のポツ2にもなってきますが、前回、他法令の規制管理があれば指定しないのか、他法令に関係なく、必要な範囲を指定するのか、辻褄が合うようにすべきというような話がございました。ですので、一応ここについては、赤字書きのところがそうなんですが、11ページ目の一番最初のポツのところですが、最後のほうに「当時、荒廃が進んでいなかった上流部について、行為制限を目的に砂防指定地として指定する緊急性は低かった。」ということで、そのような形で記載させていただきましたが、この辺は、後から皆さんと議論をしたいところでもあります。

あとは【考察】の1ポツ目は、この部分を追記しておりますが、「当時の流域の荒廃状況は、要設備地を砂防指定地に指定して」砂防堰堤を設置すればということで、この部分を追記しております。これは指定の考え方を明確に示すように、この文言を入れていきます。

次のポツのところは、再発防止に関わる考察にもこれに関わってくることにもなるので、赤字書きのところを付け加えておるところになります。課題に対して次の再発防止の項目として取り上げられるような形で付け加えていまして、その文が「その後、将来にわたって適正に管理されるよう、他法令の所管課や市と土地改変行為の情報の共有を図ることが」重要であると言えるというところを、考察として、この文言を入れていきます。

12ページ目に移ります。12ページ目の2ポツ目ですが、指摘事項として、県と市の対策会議で市が指導していくことになった結果を加えるということがありましたので、その内容をここに加えました。「県と市で対策を協議した結果、土採取等規制条例による指導を強化することとなった」というところを付け加えております。

続いて13ページ目の一番下のポツになりますが、これも前回の指摘事項として、前回の4ポツ目については、行政指導をしても従わなかった可能性が高かったというようなことを書かせてもらったんですけど、そこは削除しております。3ポツ目は、行為者が指導を遵守していない状況であったことを追記しております。そこが3ポツ目で「当該土地改変の行為者は既存法令による行政指導を遵守していない状況の中で、他法令と重複して砂防指定地を追加指定して行政指導を行うよりも、」既存法令に基づく行為の中止や原状回復等の命令「といった直ちに強制力のある対応が有効と考えたことは妥当な判断であった。」というところで、行為者が指導しても遵守していないことが分かるような形の文章を加えております。

14ページの今しゃべったところについて、前回、「強い法的効力」というような表現を

書かせてもらっているんですけど、その表現の仕方を「直ちに強制力のある対応」というような形で表現の仕方を変えています。

続いて15ページに移ります。これも次の再発防止の記載に対応するように内容を一部、組み替えています。監視員の育成、指導、情報提供という課題に対する内容として、この赤書きのところに書いていますように、「指定地の川上流で所管法令による届出があった場合には、当該行為が及ぼす影響について監視を強化できるよう、監視員にその情報を提供すべきであった。」ということ。

次の3ポツ目のところも再発防止につながる内容にするように表現を追記しておりますが、「日ごろから管内の砂防堰堤パトロールや河川パトロール等において違法行為等の早期発見に努めるとともに、地域住民等からも幅広く情報収集に努めるべきであった」ということを書いております。

5番目の再発防止策についてになりますが、まず(1)の「砂防指定地の指定手続の改善等」というところではありますが、ここの前回の表現が「砂防指定地の指定基準の明確化・指定手続の改善」というような形を取らせてもらいましたが、今日お示しするのは、この表現を「砂防指定地の指定手続の改善等」と表現を変えております。その意図としては、2ポツ目にもつながりますが、指定基準、砂防指定地指定要綱の6番目にある開発が予想される区域の取り扱いに対して、一応、全国的、あるいは国へも確認したところ、なかなか事例がないところで、この指定基準を明確化するにはもう少し勉強した上で行わなければいけないかなと考えています。短時間でやるには内容的には難しいところもありましたので、そういうことで「指定基準の明確化」は、この表記からは削らせていただいております。

3ポツ目なんですが、これは【考察】で記載した課題に対する再発防止策になってきますが、「また、土地改変行為等を規制管理する法令所管課に対し、当該行為の下流域に砂防指定地がある場合には、砂防部局に意見照会するよう手続の見直し等を要請する。」ということで、これを改善策の一つとして取り上げております。

16ページ目の1ポツ目の「さらに、」というところについては、これは前回、管理条例の改正も再発防止対策に追加すべきというような御意見をいただきましたので、この文を追加しております。「さらに、砂防指定地内での不適切な行為を抑制するため、静岡県砂防指定地管理条例及び同施行規則について罰則の強化等の改正を行う。」と。これを追記しております。

(2)の砂防指定地の監視の徹底については、これは2ポツ目、3ポツ目の語尾の修正をしています。その部分だけです。前は「努める」という表現だったと思うんですけど、「取り組んでいく」というような形で、この辺は統一させていただいております。

一応、説明を終わりますが、他法令の規制がされていけば指定しないのかについては、皆さんと議論ができればと思います。よろしくお願いします。

○内藤総務局長

今、課長が皆さんの意見を聞きたいといったことについての御意見がありましたら、お願いします。

○望月盛土対策課長

その議論の前に、砂防指定地管理条例の要件といいますか、基準といいますか、それはどこかに書いてありましたっけ。これは入れておいたほうがいいかなということで、これからどういうふうになるのと。今現状はこうなっていて、これがこういうふうになりますと。今現状は、何平米からとか、何メートルとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

基本的には罰則の規定を上限まで上げたのが一番大きいです。

○望月盛土対策課長

例えば掘削で適用するとか、盛土とか。そういうのがちょっと分からないんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ごめんなさい。今の基準とはどういうことですか。

○望月盛土対策課長

基準というか、要件が砂防管理条例でよく言われるんで、どういうものが適用されるのかが分からなくて、例えば森林法、風致地区条例では10平米とか、1.5メートルと書いてあるんだけど、砂防はどうなのかと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防はないんだよね。だから、適用除外とかはあるんで、そういうことを書けばいいですかね。

○望月盛土対策課長

単純に1行入れるとか、何が適用されるのかなと。適用する範囲とか、単純に。面積要件はありましたっけ。そこが全然分かってなくて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

要するに、今言っている11ページの※2のところは、それぞれの3法令の規制管理があるけど、これに対する砂防の関係はどこにあるかでいうと、3ページ目の行為の制限が書いてありますが、もう少しこの辺を細かく書くということですか。

○望月盛土対策課長

面積とか、何もないんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

面積要件はない。

○望月盛土対策課長

木の伐採も1本からですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう、細かく言うと。ただ、それが適用除外があるものですから、ちょっとそこは間伐とか、当然、そういうのは適用除外になってくるのでありますが、どちらかという、今の話を聞くと、適用除外みたいなのを行為制限かどこかに書いておいたほうがいいかなど。基本的には、そういう面積要件とかはない。

○望月盛土対策課長

分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

小規模な切土とかは、当然、適用除外にもなりますので、今の話だと適用除外の内容をどこかに書いておいたほうがいいですかね。

○望月盛土対策課長

そうですね。その3ページにちょっと入れておけばいいですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

では、皆さん、意見はいいですか。

杉本さん、何ページでしたっけ、議論をしたいと言ったのは、13 ページですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

11 ページです。10 から 11 ページにかけての他法令で規制されていれば指定しないのか、それとも関係なく指定するのかというところで、皆さんから、そういう議論があったと思うんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちょっとどうでもいいことかもしれないけど、10 ページで一番下のポツなんですけど、「地形的には、源流部」といって、この「源流部」はどの辺りのことですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「当該地域の指定当時の安全性について、地形的には、」ということからすると、砂防堰堤です。既存のというか、前につくった一番最初の砂防堰堤よりも上流部です。

○片山廃棄物リサイクル課長

上流部ですか。源頭部とは違うんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

源頭部も含めたエリアです。源流部とは、流なので、この中の流れてくるところなんで、流域です。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこから上のところですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこから上の水が流れてくる部分です。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

それともう一個なんですけど、その上のところで破線部があって、逐条の(3)が書いてあるんですけど、「観光や」の後なんですけど、「観光や一定物保存等の目的で地形の形状変更を禁ずるためして」と。「ためして」で、ここの文章は抜粋どおりなんですかね、これは。言葉として。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ええと、(3)の……。

○片山廃棄物リサイクル課長

(3)の「観光や」とあるじゃないですか。

○清水総務局参事

「禁ずることは許されない」ですかね。「ためしてする」は要らないんじゃないですか。

○内藤総務局長

「禁ずるために指定することは許されない」と言いたいんじゃないかな。

○清水総務局参事

そういうことか。ああ、なるほど。

○内藤総務局長

でも、ここは正しいあれがあるはずですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
はい、直します。

○内藤総務局長  
そこは直していただいと。

○片山廃棄物リサイクル課長  
それとその下のところにまた下線が引いてあるところがあるんですけど、「主務大臣の自由な認定」と。これは多分、こういう言葉なんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
これはそのまま写しているんで。

○片山廃棄物リサイクル課長  
ということですよ。分かりました。そういう言い方なのかなと思って。

○内藤総務局長  
まあ、裁量ということだね。

○片山廃棄物リサイクル課長  
そうなんですよ。法律が古いんで、こういう言い方なのかなとちょっと思っただけです。以上です。

○松村砂防課傾斜地保全班長  
「自由な認定」になっています。

○片山廃棄物リサイクル課長  
ありがとうございます。

○松村砂防課傾斜地保全班長  
それと、「禁ずるため指定することは許されない」でした。

○片山廃棄物リサイクル課長  
分かりました。ありがとうございます。

○内藤総務局長  
じゃ、11 ページのところはどうですか。他法令で管理されていれば指定しなくていい



のかどうなのかという問題ですけど。

それは砂防法の逐条解説に、他法令で管理されていれば指定しなくてもいいみたいなことが書いてあるとかはあるんですか。

○清水総務局参事

それはないですよ。何かバランスみたいなのはありましたよね。ただ、それは多分、保安林だとかとのバランスだとか、保安林に指定されてれば多分、目的が同じだから二重にはかけないみたいな。

○内藤総務局長

多分、法律ごとに目的が違うので、この法律で規制がかかっているから、こっちはやらなくてもいいとはやっぱりならないかなと思うんですよ。ただ、それでもいいよと、どこかに書いてあるんだったらいいのかなと思ったんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、そこでまた、私的財産の制限というか、私権の制限というところがあるので、むやみにかける必要はない。だから、その逐条砂防法の2条の説明文にも書いてあるんだけど、みだりに指定すべきものではないと。

○内藤総務局長

それは治水上砂防上の必要があっても、みだりにはやらないということですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なので、治水上砂防というのは、当然、大命題であるので。

○内藤総務局長

そうですね。そもそもは治水上砂防上、それだけでは指定しないけど、治水上砂防の上で必要があればするけども、必要であっても他法令で網がかかれば見送るという判断もあるよということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。だから、そこで指定するところで、本来、指定することもできるエリアであって、砂防以外の工事がそこで行われることが確実にあるんだったらば、そこはもうそちらに任せて指定しない。

○清水総務局参事

逐条砂防法の68ページと69ページに「他の行政法規との関係等」という項目があって、そこに説明が書いてありますけど。6番ですね。9の(1)なんかは、他の法令と併せてかけても別にいいよと。

○内藤総務局長

うん、そうそう。併せてかけてもいいよとはもちろんあるんだけど……

○清水総務局参事

調整を要すべきものもあるとも書いてあって。

○内藤総務局長

うん。逆にかけなくてもいいよとは……

○清水総務局参事

そこは書いてないですよ。なので、あくまでも治水目的のためにかかる必要があるかどうかの判断でやるということなんじゃないですかね。

ただ、69 ページのほうに、多分、これは例示だと思いますけど、本法と森林法が競合する場合について、法律は何ら調整を定めてないから、両法の適用を受ける結果となっても法律上は差し支えないが、土地所有者等は二重の負担となるので、これらの弊害を避けるため、しばしば行政の権限調整が図られてきたと書いてあるんで、なので、多分、それぞれの法律の規制を見て、片一方で目的が達成できる状況があれば、両方はかけないほうがいいという意味合いですよ。負担を避けるため。なので、保安林と砂防指定地だと何となくしっくりくるんですけど、林地開発許可と砂防指定地を比べると、ちょっとしっくりこないところがあるかなという気がするんですが。

○大川井森林保全課長

確かに保安林と砂防指定地の関係は、国土保全という観点から考えると目的が似ているので、それはここに書いてあるように、今も砂防治山調整会議をやって、調整させてもらいながら、お互いに事業を進めている状況にあるんですけど、林地開発は、森林法で網をかけるんじゃなくて、事業者がそこで開発行為を行いたいという申請があった場合に、その開発する条件、これなら開発してもいいですよという許可をするという、私権制限の解除をすることになるので、そこは保安林と林地開発とは違うと。で、逆に保安林だったら、保安林は開発できないんですけど、小規模でとか、目的だとかで認める場合もありますけど、基本的に林地開発みたいな大規模な開発は認める状況にないので、林地開発許可は保安林以外の普通林の場合に許可する制度になっています。なので、森林法上は開発に関する考え方は二階建てになっていて、保安林のところは、森林じゃなければ、そこは守っていけない場所なので、開発も基本的には認めません。で、普通林の場合は、保安林以外の5条森林の場合は、林地開発許可制度が適用されるという制度の建てつけになっています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃ、保安林はできないんだ、開発が。

○内藤総務局長

まさに今みたいな話で、保安林はもう開発ができないんだから、そこをまたさらに砂防法の網をかける必要は確かにはないんですよ。だけど、保安林でない普通林のところについては開発しようと思えばできちゃうので、そこはやっぱり砂防法で必要があると思えば、指定をすることもあり得るかなと思うんですけど。

○清水総務局参事

林地開発許可の対象になっているから、砂防法がかけなくてもいいよねという考えになっちゃうと、ちょっとしっくりこないなという感じがするんですけど。

○内藤総務局長

目的が違うからね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だからやっぱり開発行為があるかないか、開発される恐れがあるかないか、そこがポイントだと思うんですね。治水上砂防で必要であれば、5条森林であろうと、保安林であろうと、場合によっては、かけていく場合もあるじゃないですか。

○大川井森林保全課長

うん。そこは重なっている部分はないわけではない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

治水上砂防的に必要であればかけてくるんですよ。5条森林だから指定をかけなくていいよというわけじゃないんだよね。

○清水総務局参事

結局、砂防法は5条森林だろうがなかろうが関係ないという感じがする。最終的には治水上砂防で必要かどうかの1点で、それがどういう場所かはあまり関係がない。保安林がかぶっていたら、それは調整するのもかもしれないですけど、そうじゃなければ、砂防法の観点はそれ一択かなという気が何となくする。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、言い方で治水上砂防と言うと分りにくいんだったらば、山が荒れているかどうか1つの指標かなということだね。荒廃しているかどうか。

○大川井森林保全課長

それで今回、記載していただいてよかったなと思ったのは、11 ページの上のポツのところ、今、赤字になっているところで「当時、荒廃が進んでいなかった上流部については、行為制限を目的に砂防指定地として指定する緊急性も低かった。」と書いてあるの

で、そこは最初の頃、写真なんかを見せてもらったように、そこが、ただ単に植林地帯だからと言われてしまうと、植林してあればいいのかという話にもなり得るので、やっぱり、ここは荒廃が進んでいなかった場所なのでと書かれたのはよかったかなと思っています。

○内藤総務局長

当時の写真なんかもあるんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あります。

○内藤総務局長

それを載せておきますか。載せても意味はないかね。荒廃が進んでない様子なので。

○清水総務局参事

素人には分からないかもしれない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その当時の航空写真を見ても、そういうような明らかに何か茶色いような崩壊地じゃないですから、そういうようなところが見えるかという、なっていないのでね。

○内藤総務局長

どうですか。よろしいですか、ほかに。

○大川井森林保全課長

11 ページのところですね。ここはいいです。

○内藤総務局長

ちなみに、この表の森林法のところの「林地開発許可で1ヘクタール超の森林伐採等の開発行為」というのは、前回、「森林の開発行為」でいいんじゃないのと誰かがおっしゃっていたような気がします。

○大川井森林保全課長

私が言ったかもしれないですね。

○内藤総務局長

「伐採等」は別に要らなくて、「1ヘクタール超の森林の開発行為」でいいのでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「1ヘクタール超の森林の開発行為」とするということですか。

○内藤総務局長

そうですね。「伐採等」は別にあえて書かなくてもいいかと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

清水さん、何かありますか。

○清水総務局参事

この10ページは10ページで、ほかのこともいいんですよ。

○内藤総務局長

ほかのこともいいですよ。他法令の関係とかではない意見ですか。

○清水総務局参事

そうすると、今の他法令のことだけど、ここに「他法令により規制管理されている地域であり」は、これは表現として残すということですか、それとも残さないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、現状、他法令に規制管理されていますよね。風致地区条例と。現状を言っているんだからいいんじゃないですか。

○清水総務局参事

これはあれか。後段につなげるために、そう書いてあるんですよ。他法令による規制管理の対象となる地域と、同じかもしれないけど、何か……。

○内藤総務局長

どこのことですか。

○清水総務局参事

11ページの1つ目のポツです。

○内藤総務局長

でも、せっかく書いてくれたんだけど、事実関係なのかな。緊急性が低かったとかは事実関係なのかな。

○清水総務局参事

この言い換えとして緊急性が低かったと認定するのは、ちょっとどうなのかなと。緊急性が低いと判断していた……。でも、これは違うな。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは事実関係ですね。

○内藤総務局長

事実関係なんでね。低いと判断していたのは事実かもしれないですね。低かったと言い切っちゃうと、その前のポツの文章もそうなんだろうと思いますけど。

○清水総務局参事

この3ポツ目は、どっちかという、去年の7月の見解から来ているんですよね。なので、当時の事実とは違うんですよね、これは。当時、こう考えていたかどうかまでは分からない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

当時というのは、どっちの当時ですか。

○清水総務局参事

指定当時と呼ばばいいですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

見解を出したときの当時じゃなくて、平成10年度のね。

○清水総務局参事

ええ。平成10年に、こう考えたかという、それをうかがえるものはないですよね。確かに【考察】のほうがいいかもしれませんね、3ポツ目は。

○内藤総務局長

そう。2ポツ目も最後は緊急性が低いと言っているけど。植林地帯で、下流部に砂防堰堤で4,000立米程度を設置すれば大きな問題が起きるような状態ではなかったというのは事実かと思うんですけど。

○清水総務局参事

低かったというのは確かにね。進達したとき、緊急性が低いのは何で緊急性が低いと言っていたんですって。こう言っていたんですって。

○内藤総務局長

そう。流況を管理された形態であり、また上水道関連設備等の公共施設があり、管理されていた箇所であるから、緊急性は比較的低いと考えられると。

○清水総務局参事

そっちに変えてもいいかもしれないですね。

○内藤総務局長

なので、こう判断していたと書いたらいいのかな、事実として。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この10ページから11ページ目につながる文章は、まさしく10月28日付の追加資料、再検討の資料があると思うんですけど、例のコメント入りで書いてあるもの、その文書にも、この文章は書いてあるんです。「流域全域を砂防指定地として指定する緊急性は比較的小さいと考えられる」と書いてあるので、事実関係として出てもいいのかなと。当時、そう考えていたのは、ここで読み取れるかなと。

○内藤総務局長

そう。そう考えていたのは事実ですよ。緊急性が低いと考えていたのは事実ですけど、緊急性が低かったかどうかは別のことですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「低いと考えていた」と書けばいいんですね。

○内藤総務局長

そう。砂防には文書があまり残ってないので、こういう言葉でしか書けないのかなと。ほかの法令は、この欄は誰が、いつ、何をやったということが書かれているので、ちょっと違うなと思いますけど。緊急性が低いと判断していたのは事実なんです。

○清水総務局参事

今のは2ポツ目の話ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

1ポツ目でしょう。

○清水総務局参事

10ページから11ページにかけての「緊急性は低かった」のほうですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○清水総務局参事

その次のこっちのほうが何か……。

○内藤総務局長

その次も、だから、「緊急性が低いと判断していた」と。

○清水総務局参事

ただ、当時、この「他の法令に管理されている地域であり」という考え方でいたのかのはちょっと事実としては分からないですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは分からないですね。それは考察っぽいですね。だから、2ポツ目は【考察】に入るということですかね。全部丸々。11 ページ目の1つ目のポツは。

○内藤総務局長

11 ページの1つ目は考察っぽいということですか。

○清水総務局参事

ぼい感じがあって、前提条件が何か、当時、こう書いてあるようなものはないような気がして、令和4年7月の見解の中で示している考え方なんです。

○内藤総務局長

10 ページの最後のポツは、この通知からも読み取れるので、「緊急性が低かったと判断していた」と。そういう書きぶりだったら、ここに入れてもいいよねと。で、次のポツは、当時の文書から、それについては読み取れないので【考察】ほうがということですね。

○清水総務局参事

ええ。そのほうがしっくり来そうな気がします。

○内藤総務局長

そのほかに何かありますか。

○清水総務局参事

(2)の10 ページのほうの1ポツ目で、1ポツ目は逐条を組み合わせて引用しているような文章に見えるんですが、何となくそのまま引用しちゃえばいいのになと。読んでいくと、下の逐条と比べたときに、本当に逐条は、こう読めるのかとちょっと見えてしまったものですから。例えば砂防指定地の指定は「土地所有者等の権利と重大な関係があるので、みだりに指定をすべきではないとされている」みたいに。



○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今言ったのは、1ポツ目は、そうやって書いたほうがいいんじゃないかということですか。

○清水総務局参事

なので、この囲ってある逐条砂防法の下線部分を組み合わせて文章にしているように見えるんですけど、素直に3つ書いちゃえばいいなと思ってですね。このみだりに指定をすべきではないとされている。ただ、する限りにおいては云々とされていると。

○内藤総務局長

下線部分をまとめて書いてくれているということね。

○清水総務局参事

ただ、この逐条だけだと、「土地所有者等の権利に重大な関係がある」とあるんですけど、「行政上、他の公益、私益との比較その他の価値判断を要しないという意味でなく」と書いてあるものですから、決して所有者等の権利に重大な関係があるというだけではないのかなという気がしてですね。「自由な認定裁量に任されているが、行政上、他の公益とか」とつなげちゃってもいいのかなと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

言葉が難しくなっちゃったかなと。

○清水総務局参事

これはあれから引用しているんですけど。令和4年7月に、こう書いてあるんですけど。これはそのまま書いたんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これはそのままです。県の見解をですね。

○清水総務局参事

じゃ、いいのか。それじゃ、いいです。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

ええ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

言いたいことも分かるんだけど、ちょっと、こういう法律的な文言の文章は、清水さんは分かるかもしれないけど、僕らからするとちょっと難しいんですよ。普通の人だともっと難しいと思うもので、要約してあげたいなというところがあるんだよね。

○内藤総務局長

その他、何かありますでしょうか。

○清水総務局参事

文言だけの話ですけど、「森林の経営的な管理がされた植林地帯」と書いてあるんですけど、10 ページの一番下のポツですけど、この「経営的な管理」はどこかに書いてあったんでしたっけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これも前の文書でしょう。

○松村砂防課傾斜地保全班長

これは違います。森林の管理というところで、管理された森林ということについて、経営的な管理なのか、法的な管理なのかという御指摘があって、で、公文書には「管理された森林であり」というように10月28日の文書に入っていますが、それをより具体的に表すために記載しています。

○内藤総務局長

公的なのか、経営的なのかということですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

法律的な管理と経営的な管理です。

○内藤総務局長

この「経営的な管理」は事実ということでもいいんですね。それが確認できれば別に問題はないと思うんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

5条森林をどう捉えるかというところと経営的な管理と捉えたんですけどね。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

分かりました。経営的で合っているなら、それでいいです。

○内藤総務局長  
大川井さん。

○大川井森林保全課長

私が言った1ポツ目のところは、法律的な管理というのが森林法で言うと保安林であったり、5条森林というか保安林以外であれば、普通に森林経営できますし、特に開発するといえば林地開発許可が必要になりますけれども、保安林みたいな制限がかかるような、そういう法的な意味合いを少し考えていて、それ以外だと、通常、土地の所有者がそこに木を植えて育てているのであれば、経営的なものかなという感覚では話はしていて、結局最後、どこにつなげたかったかという、先ほどお話があった治水上砂防の大きな問題が起きるような荒廃地じゃなかったんだよということなのかどうなのかというところの確認に持って行きたかった意味合いもあって、ここは実際、保安林ではないので、どうなんでしょうか。その意図するところがうまく伝わらなかったなと思うことはありますが、結局、この「経営的な」と入れていただいたんですが、もともとあれですよ。先ほどの10年10月28日の砂防指定の再検討のところにも……

○内藤総務局長  
「管理された植林地帯」と書いてあるね。

○大川井森林保全課長

「管理された植林地帯」としか言ってないので、ここは意味合いを確認をしたということで、過去に出ていた事実をそのまま書くということであれば、「経営的な」をあえて入れなくてもいいかなという気はしますが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
「上流域は所有者による管理された植林地帯」でいいですか。

○大川井森林保全課長

上流域が「管理がされた植林地帯」の意味合いがあまりよく分からなかったので、どういう意味かなと思って質問させていただいていた部分だったので。多分、「管理された植林地帯」の裏には、適切に管理されていて荒廃も見られない状況だったというのが裏にあるのかなと思ったので。

○内藤総務局長  
「所有者による」と書いてあるし。「所有者による管理がされた植林地帯であり」と。

○福田土地対策課長  
「適切に」は入れる必要はないんですか。特に要らないですか。

○大川井森林保全課長

ええ。後ろに「荒廃が進んでいなかった」という文言もあるので。適切な管理も、どのぐらいの管理が適切かが分からないので、入れないほうがいいかなと。

○内藤総務局長

そのほか、何かありませんか。

○清水総務局参事

さっきの「管理された植林地帯」の後に「下流部に砂防堰堤(捕捉量; 4,000 立方程度)」と書いてあるんですけど、管理された植林地帯だと、何で4,000立方なのかなという気がしたものですから。例えば、どういう言葉が適切かはよく分からないんですが、「当時の土砂発生予測量を踏まえれば」みたいな、何かそういうのがあってもいいのかなと思ってですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。「当時の発生予測土砂量を踏まえると」と、そういうような……

○清水総務局参事

そういう正しい言葉を入れていただいてね。

○内藤総務局長

あとはよろしいでしょうか。再発防止対策はいいですか。

○清水総務局参事

これで全部終わっちゃうということですか。今、1か所だけやっていたと思ったんですけど、そうじゃなくてですか。

○内藤総務局長

ほかにもあるんですか。

○清水総務局参事

すごいある。書きぶりとか、そういうところは後でまとめて出せばいいですかね。

○内藤総務局長

書きぶりみたいなところは後で出していただいて、それよりもっと肝心なところをお願いします。

○大川井森林保全課長

15 ページの下のポツの「また、土地改変行為等を規制管理する法令所管課に対し、

当該行為の下流域に砂防指定地がある場合には、砂防部局に意見照会するよう手続きの見直し等を要請する。」という文言があって、具体的にはどういう照会ですか。林地開発では、下に砂防指定地があるときなんかは「こんな放流量だけど流してもいいですか」というような照会を今もしているところなんですけど、具体的にはどんな照会というか、意見照会とは、そういうイメージでいいんでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あくまで、そのような開発行為が上で行われていることの情報ももらってこういうことで考えています。

○大川井森林保全課長

福田課長、すみません。立地調査のときは、砂防指定地は何か入っているんですけど。

○福田土地対策課長

今、これを見て考えたら、土地利用は5ヘクタールなんです。ああいうのがあれば、確かに砂防課の当然、中に入るのでという話はあるけれど、それ以外のことはあまり関わりがないというか。

○大川井森林保全課長

確かに県で立地調査をやるのは大規模なものだけだから。

○福田土地対策課長

そう。せいぜい1ヘクタール以下のような開発では、あまりないです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうなんです。だから、これはどういう言い方するのかなというのがあって、何かそういう仕組みをつくりたいなと思っているんですけどね。それがあれば、砂防部局というか、土木事務所になると思うんですけど、そういう情報をもらえば、今後の砂防パトロールで流域の状況とかを確認するときに、そういうところも含めてパトロールできるのかなと。それで、そこから出てくる排水とかも、そういうふうな関係とかも含めて、何か荒れているような状況とかが見られれば、場合によっては指定をかけなくちゃいけないし、追加で何かやらなくちゃいけないとか、そういう検討にもなっていくし、相手に対して、ここを何とかしてくれと僕らがお願いすることになって、これをしっかりやってくれないと流域が荒れちゃうから、ちゃんと流末の処理をしっかりしてくださいとお願いすることもできるし。だから、今後の維持管理をしていく上で、そういう情報があれば、そういう視点でもパトロールができるかなと思っているというのがありますね。開発するときのこともあるし、した後の対応としても、そういう情報があつたほうがいいかなと。

○福田土地対策課長

うちの場合だと、土採取等規制条例は今、県に戻ってきているものですから、土木の中でできるんだけど、都計法の開発許可は全部、市町に行っちゃっているの。

○内藤総務局長

市町に要請すればいいということですか。

○福田土地対策課長

そう。それをしないと逆にできない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土石流危険渓流の上流部で開発行為をやる情報をもらうような仕組みづくりを考えたときには、県だけじゃなくて、市も含めての仕組みづくりが出てくるよということですね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

それはまさにやらなきゃいけないじゃないんですか。これは市だから難しいとかはできないと思います。今回の教訓が生きないんじゃないかと思いますけどね。難しいんですか、これは。

○福田土地対策課長

いや、そんなことはないと思います。当然、この熱海のような事例があるので、市町も分かっていますから、依頼を流せば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちなみに、そういう都計法の集まりの市町村への研修会とか説明会みたいなのは毎年あるんですか。

○福田土地対策課長

ありますよ。研修は新任者研修なんであれですけど、連絡協議会はやっていますの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

毎年ですか。

○福田土地対策課長

はい。4回ぐらいあります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうところを使って、自分たち砂防部局の人間が行って、説明して、お願いするというやり方もできそうですね。周知するやり方として。依頼文を出して終わりじゃなくて、ちゃんとそこでやらないとね。

○福田土地対策課長

直近で12月22日にあります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

年4回あるんですか。

○福田土地対策課長

はい。線引き、非線引きという区別があったりします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○大川井森林保全課長

森林法の場合だと、林地開発許可は1ヘクタールを超えれば許可申請が真っ当にやっている人は出てくるんです。今回のこれは無許可開発だったりするので、そういうときの連携の体制だとか、1ヘクタールにいかないときは、森林法上、伐採届になってしまうので、そのあたりもあるのかなと思います。情報共有すべきかどうか。そこは今この場でということではなくて、今後の課題として取り組んでいくのかなと思います。

○内藤総務局長

その他、ありますでしょうか。

○清水総務局参事

12ページの上から2ポツ目と言えればいいんですかね。「土地改変行為への対応については」というところで、「当時の関係職員は、既に指導を行っていた所管法令(森林法、土採取等規制条例)での対応を強化すべきであるとの認識をもっており、」と書いてあるんですけども、これは砂防担当の人がそういう認識を持っていたんでしたっけ。砂防法の対応について考えるときに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防法の担当というか、あれですよ。あくまでも熱海土木事務所としての対応は、砂防部局は何も加味してなかったんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは文書記録で何かあったんでしたっけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それが今日の A76 だったかな。

○内藤総務局長

追加してくれたやつですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

A76、77 の 2009 年 11 月 4 日の対策会議ですね。

○清水総務局参事

そうすると、熱海土木事務所としては砂防指定を追加することは考えていなかったということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

考えていなかったですね。

○内藤総務局長

これはヒアリングで、■■■■ が全く考えてなかったとおっしゃっていたんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

今のでいくと、強化すべきであるとの認識がどこの部署だったのかと。そういうことですか。

○清水総務局参事

じゃなくて、この打ち合わせに砂防の人が出てないんだったら、そう書けるのかなと思っただけなんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というか、工事課が出ているじゃないですか。工事課は、あくまでも砂防もやっている。

○清水総務局参事

それじゃいいのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

工事課長は、当然ながら、砂防も河川も道路も一応やっている。



○清水総務局参事

砂防担当の人だったらいいです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防も担当していると。

○清水総務局参事

あと、次のポツで、ここに書いてあるのは、何か砂防指定地の指定基準と砂防指定地における許可の審査基準が何かごっちゃになっているような気がするんですけど、そんなことはないですかね。砂防指定地の指定基準は、あくまでも開発が行われ、開発が予想される区域においては……。その前段の部分が「著しい被害を及ぼす区域であり」というのが砂防指定地の指定基準であって、「かつ」以降は砂防指定地における許可の審査基準のような気がするんですけど。でも、「指定できるとされている」で締めているものですから、何か違わないかと思ったんですが、そんなことはないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「かつ」の前までの「土砂等の生産、流送若しくは堆積により溪流等に著しい被害を及ぼす区域で」は、これが治水上砂防的な意味を言っているんです。流送土砂を扞止調節するという治水上砂防的な意味をどこかで書きましたよね。1ページ目に治水上砂防の説明があるんですけど、「土砂の生産を抑制し、流送土砂を扞止調節することによって災害を防止することが「治水上砂防」だと言っているんですけど、12ページの「かつ」の前までは、こういう荒れているところが治水上砂防的なところですよというのが大前提にあって、その上で、こういうところをやっていきますよと。まず大前提がありますよと。

○松村砂防課傾斜地保全班長

第11回の委員会のときに、各法令で事前に整理すべき項目という中に、そもそも砂防指定地の指定基準の第6については、どういうときに指定されるのかということでペーパーを整理させていただいたと思うんですが、そのときの記載と基本的にはここは同じような内容を載せています。

○清水総務局参事

この指定要綱の第2の6の「土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等の治水上砂防上の著しい影響」の説明が、この砂防指定地の処分の審査基準に書かれているこれとなると考えればいいということなんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

※1の指定基準のこのところを書いているんだよね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それをこちに転記している文章になるんだよね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

※2を置いた理由としては、「治水上砂防に著しい恐れがある場合」、これは指定基準の6で言うと「治水上砂防に著しい影響」と書いてありますけれども、これがどういう状況を指すかの根拠として※2を入れてあります。

○清水総務局参事

この「治水上砂防に著しい影響」とはこういうことなんですよとなっているということではないですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

はい。

○内藤総務局長

なるほど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、※2が、これも例えば※1の点線の中のどこかに、下線のあたりに※2とかと書いてあればいいということですか。

○清水総務局参事

この引用しているのが、砂防指定地の処分の審査基準となっているものですから、うまくかみ合わなくてですね。

○内藤総務局長

指定基準の6の中に「治水上砂防に著しい影響の恐れがある」と書いてあって、その「治水上砂防に著しい影響」は何だというものの説明が※2に書いてあるのでということですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

私もそう思ったんですけど。

○清水総務局参事

それは本当にそれでいいのかなど。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そのつもりでした。

○清水総務局参事

じゃ、ここの「治水上砂防に著しい影響」の説明をしているのは、これ以外にないのかなど。砂防指定地の処分基準として見せられているものですから、逆に言うと、この「治水上砂防に著しい影響」というのが、何だろう……。

○内藤総務局長

「土地の形質の変更等により」とずっと続いていて、「減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼす」となっているのです。

○清水総務局参事

なるほど。

○内藤総務局長

だから、治水上砂防に悪影響の説明が、この下線部分であると。

○清水総務局参事

13 ページを見ていませんでした。分かりました。

○内藤総務局長

清水さんが言っているのは、治水上砂防に与える悪影響とはこれだけじゃないんですよということですか。

○清水総務局参事

違います。指定基準みたいに書いてあるように見えたものですから。引用しているのが、砂防指定地の処分の審査基準を書いてあったものですから、指定基準と審査基準は違うでしょうと。

○内藤総務局長

まあ、確かにそうなんだけど、審査基準を持ってきたのは、治水上砂防に著しい悪影響の説明のために持ってきたということですね。

○清水総務局参事

分かりました。

○内藤総務局長

ほかに何かありますか。いいですか。

○清水総務局参事

ちょっと待ってください。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ごめんなさい。4時半から健康指導に行かなきゃいけないんですけど。

○内藤総務局長

じゃ、ちょっと休憩にしますか、ここで。じゃ、一旦休憩します。

清水さん、考えておいてください。

○内藤総務局長

それでは、会議を再開します。清水さん、質問が途中だったので、お願いします。

○清水総務局参事

資料をばらばら見ていて思ったんですけど、6ページの上のほうに、砂防指定地の監視員の関係の方々にヒアリングしたところで、一番下のボツですかね。「2007～2012年度の監視員の記憶では堰堤に土砂が堆積していたとのことであったが、2013～2022年度の監視員の記憶では、災害発生前の監視の際には土砂の堆積はなかった」と書いてあって、若干矛盾しているようなところも見えるんですが、ただ、以前、2009年当時の方にヒアリングをしたときに、たしか、その方は堆積がなかったようなことを言われていて、当時、砂防堰堤にも堆積がないし、そもそも上流域の開発について既に手をつけている法令があるんだから、その法令によってやるべきだという考えを持たれていたような発言をしていたと思うものですから、後ろの【考察】の13ページの3ボツ目のところに、そういったような既に手をつけている法律で規制すべきというところと、あとは砂防堰堤には土砂の堆積がなくて影響が出る状況じゃなかったと。そういうところを踏まえて、砂防指定地の追加指定は考えなかったようなところがあるかと思うんで、そのあたりの考えをこの【考察】の中にも盛り込むような形にしてもいいのかなと思ったので、意見として言わせていただきます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。確かにヒアリングのときにも話があって、砂防堰堤の堆砂状況についての話もありましたので、その辺の記載とか、あと、実際にこれは点群データを使って記載する前の状況が取れているので、その裏づけをするため、ここに書く文章の裏づけの資料として、そういうデータをここに貼りつけることで対応すれば、より分かりやすくなるのかなと思いますので、そういう形でつくらせてもらってよろしいでしょうか。

○清水総務局参事

ええ。証拠があったほうが分かりやすいと思うので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
分かりました。

○内藤総務局長  
それはよろしく願います。次の質問をお願いします。

○清水総務局参事

あとは再発防止策のところ、さっきの議論の中で話をされたので、私がちゃんと聞き取れてなくて、もしかしたら先ほどされた話の中でもう触れられているかもしれないんですけど、16 ページの一番上のところで、15 ページから続けて、「当該行為の下流域に砂防指定地がある場合には、砂防部局に意見照会するよう手続きの見直し等を要請する。」となっているんですが、「要請する」というのは何となく違和感があるんですね。逆に言うと、どういう仕組みにしていくのがベストなのかみたいなのをですね。どういう仕組み、もしくは、どういうふうに対応するのがいいのかを一緒に考えていくような、何かそんな書きぶりにしてもいいのかなとちょっと思いました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
「協議する」というような感じですか。

○清水総務局参事

そうですね。意見照会だと、「どうかね」と聞くだけで、お互いのやり取りがないような気がするものですから、意見照会じゃなくて、一緒に話し合っていくみたいな、そんな体制というか、仕組みというか、というのが、もし検討できるような下地があれば、そういうのもあっていいのかなと思いました。

あと、意見照会だけではなくて、土地改変行為等の進捗状況であるとか、何らかの法令に基づく許可か何かでやられている行為だとすれば、申請どおりの施工がされているかの状況等を共有したりとか、そういったようなことも適宜にというか、常時やるような枠組みというか、会というか、そういったこともあっていいのかなと。実際、もうあるのかもしれないんですが、再発防止策という意味では、そういうのがあっていいのかなというところなんです。

あとは、これは実際にもうやられているのかもしれないんですが、今現在、指定されている砂防指定地での——あるかどうか分からないですけども——土地改変行為の状況であるとか、あとは砂防指定地に指定されていない土石流危険溪流への対応というか、定期的に状況確認するみたいな、そういったこともやっているなら、こういう仕組みを設けて実際にやっているでもいいし、もしやってないようであれば、そういうところも検討するみたいな、そんなことがあっていいのかなと思ったんです。実際やられているかもしれないので、やられているなら、それはそれでいいんですが、意見として言わせていただきました。

以上です。

○内藤総務局長

どうですか。現状、砂防指定地で土地改変行為をやっている場合は、法令所管課と何か協議をしたり、情報をやり取りしたりということはあるんでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

やはり規模の大きな開発行為に対してはあるんですが、小規模なものはないです。

で、今の話は、砂防だけじゃなくて、みんなに通じる話になってくるので、個々で、そういう同じような内容をそれぞれの法律にそういう文言を書いていくような形にしていくようにすればいいんですかね。要するに砂防だけじゃなくて、今の話は当然、森林もそうでしょうし。

○清水総務局参事

どちらかという、今のは事務所内というイメージで言ったんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

事務所内のということですね。土木事務所内でのということですね。

○内藤総務局長

事務所内というより、やっぱり農林と土木とか、土木と市とか、そういうことになるのかなと思うんですよね。事務所内ももちろんやっていただきたいですけど。

○清水総務局参事

なので、今回、聞き取り調査とかをさせていただいたときに、同じ事務所の中だけど、あまり情報の共有がされていないような印象を受けたものですから。個別のほうで書く部分もあるし……。ごめんなさい。言っていて分からなくなってしまったんですけど。

○内藤総務局長

これは別に取りあえず砂防は砂防で書いておいて、各法令でも書いておいて、後で見てもみんな同じことを書いているなと思ったら、そこはまとめて書くと。

○清水総務局参事

全体のほうに統合すると。

○内藤総務局長

その辺は後で考えればいいのかと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

まあ、自分は全部で書いてもいいかなと思うんだけどね。

○内藤総務局長

そう。それでもいいなと思いますよ。

○望月盛土対策課長

熱海に特化すればいいんだけど、静岡市と浜松が来ると、またややこしくなっちゃう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

政令市になるとね。

○望月盛土対策課長

全体の再発防止となると、やっぱり静岡、浜松との関係は今後、注意しないといけないので、それは注釈に入れておいたほうがいいかなど。政令市との関係についてはどうとかと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

趣旨は分かりました。どう書くかはまた考えます。清水さんのお知恵を借りたいです。

○内藤総務局長

それで、要請ではまずいということですか。

○清水総務局参事

要請は、ちょっと言葉としてぴんどこないなというか。

○内藤総務局長

意見照会をしてよという話ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

例えば「体制を構築する」とかでは駄目ですか。

○内藤総務局長

ここで言っているのは開発を所管している課は、その開発行為みたいなのがあったときには砂防課に「こんなのをやっているけど、どうなんですか」という意見を聞いてくれということですよ。だから、それがそんなにまずいとは思わないんだけど、どうなんだろう。

○大川井森林保全課長

そこに、さっきお話しさせてもらった、開発を所管する側の部局に開発の許可申請が来たときに、砂防課に意見照会することと入れるのは、別にそれはそれでいいんですけど、でも、ここで問題になっているのは、そういう真っ当にやってくる人ばかりじゃなく

て、違反だったんですよね。そうすると、違反のときって勝手にやられたりするので、そういうものをどういうふうに砂防課に伝えるのかとか、情報共有するのかという部分もあるのかなと思って。真っ当にやってきたものに対しての手続だけだったら、砂防課に情報提供するようにすると、開発の所管課が書けばいいだけのような気がするんですけど。

○内藤総務局長

でも、真っ当か真っ当じゃないかとは言ってないですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

言ってないです。

○内藤総務局長

真っ当じゃなくても、砂防課に意見照会してくださいということなのかな、これは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

意見照会というか、情報提供をするということでしょうね。

○内藤総務局長

「情報提供を要請する」と書き換えますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

多分、意見照会するというのは法律上、もう何かあって、協議しなくちゃいけないような案件だと思うんですよ。だけど、そうじゃなくても、堰堤の上流部で、そういうような開発行為があることの情報を僕らはもらいたいんです。

○大川井森林保全課長

その情報共有の仕組みですよ。それを一緒につくりたいというイメージですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。だから、森林部局で上がってきた開発行為とか伐採届も多分入ってくるかもしれないんですけど、そういう情報も土木事務所のほうにそういうのはありますよというところの情報提供をもらいたい。

ただ、何でもかんでもとなっちゃうと難しいとなっちゃうと、少なくとも土砂災害警戒区域に指定されているところは出してくださいねとか、今度の盛土規制法じゃないけど、そういうのが出れば、そういうのを基に出してもらおうとか、何でもかんでもとしてやるのはまた難しくなっちゃうんですかね。かえって何でもかんでもとやると、右から左だから、楽でいいとなっちゃうかもしれないけど。どっちがいいのかな。

また仕組みづくりはちょっと考えていかなきゃいけないけど、あくまでもお互い情報



を持っているよという状況にしておきたいということですよ。そういうような内容のもので取りあえず考えてくればよろしいですか。

○内藤総務局長

今日のところは、ここで決めるより、もう一度再検討をお願いします。ありますか。

○清水総務局参事

ないです。以上です。

○内藤総務局長

その他、ありますでしょうか。再発防止とかはよろしいですか。いいですか。それでは、すみません。今指摘がいろいろあったところについて、また……

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

長時間、ありがとうございました。

○内藤総務局長

では、すみません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すみません。早退させてください。あと、細かい言い回しとか何とかというのは後で言ってもらえばと。

○内藤総務局長

後でいいですか。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

じゃ、取りあえず引き続いて森林法に行きたいと思えますけども、大川井さんからお願いします。変更箇所を中心にお願いします。

○大川井森林保全課長

事前にお配りしたのから検討して文言を修正したところが、今、青字になったりしています。そんなに大きな修正はないです。

直したところを見ていきますが、まず3ページ、赤字で、下の表ですけど、「審査基準」となっていますけども、許可基準とか、審査基準とか、言い方がばらばらだったので、全て審査基準にすることで、このペーパーは全て、審査基準に統一しています。

それから8ページに行っていたら、時系列で経緯がずっと書いてあるところに、県職員へのヒアリングの結果を追記しています。まず、8ページの上のほうの2008年5月23日のところですが、■■■■が復旧計画書を東部農林事務所に出してきたところで、そこで、この委員会の中で、原形復旧しなかった理由は何だろうかという疑問があったので、そこについてヒアリングした結果がこれになります。読み上げますが、「土工事がほぼ終盤で、ブロック積擁壁も施工されており、原形復旧だと擁壁を壊すことにもなることから、合理的ではないと判断した。」「森林法は、森林に復旧することが大事。」だということで、原形復旧はしなかったという職員の発言を書きました。

それから、その下の2008年5月30日のところですけど、これは県職員のヒアリングは何でやったかという、今年の令和5年5月13日、第3盛土の新聞報道の記事、この新聞記事の内容について聞き取ったものがこれになります。この新聞記事を読むと、この盛土は10年以上前に擁壁が崩れ、土砂流出も発生しながら放置されていたことが書いてあって、何か擁壁が崩れて土砂流出したような記事になっていますが、それについて聞いたものです。「復旧工事の完了確認を行った際に、ブロック積擁壁が倒壊していた記憶はない。」「完了確認に行った担当からは、問題は無かったと報告を受けている。」「林地開発の許可後に、ブロック積擁壁が壊れたという報告も受けていない。」「七尾地区の道路への土砂流出については、泥水が出たことを市から口頭で聞いたような記憶はある。市が対応しており、県に対応を依頼された記憶はない。」という回答でした。

それから、その下の2008年7月8日、ここは森林法の許可を出したときの話ですが、審査はどのように行ったのかという問いかけに対して、当時の担当職員の回答がこれになります。「森林法と都市計画法が重複する区域で用いる審査基準は、都市計画法の審査基準によることになっており、都市計画法の審査基準による項目については、市に事業者を指導してもらい、森林率などの森林法の審査基準による項目については、県が審査した。」「市が指導した項目については、県は、審査に係るチェックリストを埋められる資料があるか確認した。」「既に許可を受けていた市の都市計画法の許可内容と整合を取れるよう指導していた。」と。9ページに行きまして、「排水の放流先の河川も市が管理しており、市が都市計画法の許可を下ろす際に河川への影響についても確認してあることから、問題ないと判断した」という回答でした。

それから、その下の2008年8月5日のところですが、これも先ほどの新聞記事を受けての確認事項になります。「新聞記事で倒壊したとされるブロック積擁壁は5条森林外で市の都市計画法の許可の範囲であり、県は沈砂池の完了確認を行った。」「ブロック積み倒壊して、土砂が流出した記憶はない。」「10メートルを超える盛土の記憶はない。倒壊したとされるブロック積擁壁の上部は、地山を切り崩した法面ではないか」という回答がありました。

それから10ページの上のヒアリングですが、9ページの一番下の2008年12月5日のところに内容の上から3ポツ目、「仮設沈砂池を早急に整備させ、防災工事を完了させる。」と書いてあるんですが、それに対する意識というか、それを聞いたものが10ページの上のヒアリング結果になります。「森林の機能を代替するものとして、仮設沈砂池は最低限施工する必要があると考えていた。」と。そういった認識でいたと。

これを受けて、10 ページの一番下の県職員へのヒアリング、10 ページから 11 ページのヒアリング結果になるんですが、これは沈砂池が適正に設置されていたかどうかについて聞いたものになりますけども、「工事中断する可能性が出てきたことから、当初の計画場所とは異なるが、恒久的に切土の下に容量を満たす沈砂池を設置するよう指導した。」「指導は1基であったが、現地に確認しに行ったら、2基できていた。」という回答でございました。

それから 11 ページの下のほうで、2010 年 7 月 22 日のところに記載してあるやつですが、これは D 工区へ土砂を搬入していたんじゃないかという情報が入ってから話ですけど、聞き取りの結果は「土砂を入れたいという相談があった。ただ、その後、地盤高の確認には行ってない。」という回答でした。ここの土砂を入れたいという相談があったところが、誰々が誰々というような形で具体性がないので、ここはもうちょっと書き加えたいなと思います。

それから 12 ページの真ん中の下のところですが、2011 年 3 月 17 日、これは [ ] に対して文書指導を配達証明で出したと。このときに中止命令を出さなかった理由は何かというようなことなんですが、「土地の所有権が [ ] に移り、 [ ] に開発を再開する動きが見られなかったことから、中止命令は発出しなかった。」という回答でした。

それから 13 ページに行ってください、2012 年 4 月 5 日、この質問は引き継ぎに関する問いであったり、このときの対応が適切だったか、定期的な確認をしていたかどうかといったような観点で聞いたことになりますが、「開発が止まっており、土砂の流出も見られなかったことから、特別問題がある箇所との認識はなかった。」「市と情報交換を行っていたが、現地確認は記録に残っている程度しか行ってない。」という回答でした。

それから、その下の 2019 年 11 月 6 日、ここは [ ] が許可内容以外の開発をするような可能性を感じたかどうかという観点で職員に聞いています。 [ ] へのヒアリングの結果、 [ ] の「代理人が図面を持って来所し協議を行った」と。「現場に重機が搬入されておらず、勝手に開発する感じはなかった。」と。協議もしていたし、勝手に開発するような感じはなかったという回答でした。

14 ページの赤字のところは「熱海市の」を追記しています。

それから 15 ページの【考察】のところですが、これは、この委員会の中で、東部農林が林地開発許可違反を認知したのが、かなり土工事が進んでからであったことを、開発行為を知り得ず、やむを得なかったというのをに入れておいたほうがいいんじゃないかということで、文言を追加させていただいています。内容としては「都市計画法の許可権者である熱海市が、事業者から変更許可の申請があった際に、森林区域に係る東部農林への情報提供や相談が無かったことから、開発行為を知り得なかったのはやむを得なかった」という書きぶりになっています。

それから 16 ページですけど、中段の【考察】のところですが、青字になっていますけど、これは前回から若干、表現を緩やかにしているというか、「土砂流出防止機能を発揮していたかは確認できていない」というぐらいにしています。

それから 18 ページに行ってください、真ん中の中段の 5 の「考察を踏まえた再発防止に向けた対策」の(1)ですが、この 1 ポツ目と 2 ポツ目のところ、これは 1 つのポツの中に

入っていたんですが、これは2つに分けたらいいんじゃないかということで分けてました。

それから一番下の(2)は「対応」が赤字になっていますが、ここはもともと「最悪の事態を想定した職員の意識改革」という項目名にしていたんですが、改めて「最悪の事態を想定した対応」と変えました。

それから19ページに行ってください、上から2ポツ目ですが、記載内容がちょっと具体的でなかったのも、さらに取り組み内容が分かるようにということで、赤字の部分を追加しています。その下のポツも同じく、具体的な内容を書いたほうがいいんじゃないかということで追加した部分です。上から2ポツ目は「規定の面積以下で林地開発許可の対象とならない開発行為においても、開発範囲の無秩序な拡大や不適切な盛土等を未然に防止するため、小規模林地開発に係る対応の手引きを改正し、」と。ここは「改正」が「作成」になっていたんですが、もともとあったんですけど、全面改正して作り直したものですから、「作成」にしていたんですが、ここはもともとあったものがあるので「改正」と文字を直しました。「改正し、小規模林地開発調書による県と市町の情報共有の方法や、0.9ヘクタールを超える(太陽光発電施設の設置の場合は0.45ヘクタールを超える)開発行為においては、市町が行う現地調査に県が同行する規定等を定め、林地開発許可を所管する県と伐採造林届を所管する市町が、開発の初期から連携して適切に対応する制度を整理した。」という記載にしました。

それから、その下ですが、「林地開発許可申請書の審査や開発中の事業者の指導等において、実際に事業者の指導等にあたる職員の技術力向上のため、県と権限委譲市の林地開発許可業務担当職員を対象に、林地開発許可制度の解説や許可申請書の審査の実習等を行う研修を年2回に拡充している。あわせて、小規模林地開発においても、県と市町の円滑な連携のため、県及び市町職員向けに「小規模林地開発に係る対応の手引き」の内容の理解促進を図る研修を行っている。」という形にしました。

それから、その下のポツですが、この熱海の災害以降、森林法よろず相談会を開催しているんですが、その頻度を書いたほうがいいんじゃないかということで、これも具体的に頻度を書きました。赤字のところですが、「令和4年度から年2回開催し、市町が所管している伐採造林届の受付や開発事業者への指導についてアドバイスをしている。」という書きぶりにしました。

その下も若干、文字を修正して、青字のところですが、「衛星写真の差分解析により抽出した森林が消失した箇所」というような形で文言を少し変えています。

以上となります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。今の説明に対して御質問等がありましたらお願いします。

○望月盛土対策課長

分かる人は分かるんだけど、位置的なものが全然分からないので、地図みたいなものを起こして、そこが番号で何番とかというのがあったら、分かりがいいかなと。

○大川井森林保全課長

そうですね。今は図面的なのは、1ページ目にぼんとあるだけなので。

○内藤総務局長

もうちょっとでかい図面ということですか。

○大川井森林保全課長

そういうイメージですね。

○望月盛土対策課長

何でもいいんだけど、例えば流出した先がどこなのかということですね。

○内藤総務局長

それは手づくりでつくらないと、なかなか難しいかもですね。

○大川井森林保全課長

それか、この航空写真を拡大して、番号を入れちゃうか。ちょっと検討させてください。

○望月盛土対策課長

伐採届は市町へでしたか。

○大川井森林保全課長

伐採届は市町の業務です。

○望月盛土対策課長

その情報は全て上がってくるんですか。

○大川井森林保全課長

上がってくるというか、通常は上がってくるんですね。

○大野森林保全課長代理

通常は上がってくるようにしています。

○大川井森林保全課長

で、もともとあった小規模林地開発の手引きでも、0.9ヘクタールを超えるもの、1ヘクタールに近くなってしまうとか、林地開発許可に該当してくるんじゃないかという怪しいものについては情報共有していくとしていまして、そこも、よりしっかり連携できるようにということで今回改正していますので、そういったものは上がってくるようになっていきます。

○望月盛土対策課長

さっきの砂防課の話では、どうしようかなという感じでしたけど、盛土新法が出てくると、500平米、1.1メートルとかだったら、改変が始まると、当然、新規の許可とか、届出が必要になってきて、全て情報が上がってくるということなんですね。当然、盛土する前に木の伐採とか出てくれば、その情報も一元的に全て分かってしまうということですね。

ただ、それをやれるかどうか、組織的に。本来、それぞれ土木事務所を配置をして、そこで入力できる環境をつくって、どこかで一元的にというのが理想なんだけど、組織がはっきり言って分からないんですよ。僕らも要望は出しているんですけど。それをもし完全に審査とか全部履行するとなると相当の人数が要るんだよね。やっぱり人がいないんだよね。下手すれば、盛土のために人をつけることができないかもしれない。審査すら満足にできない可能性がある。理想は、たくさんの人をつけてもらって、そこで一元的に全部管理をする。そうすると、土地改変とか、砂防とか、市町村とか、政令市は除いてだけど、その全部を把握できるのが理想的なのかなと思って聞いていたんだけど。そういうためにも、今回、提言の中に、そういうのを入れ込んで、そういう組織をつくりましょうというような言い方もいいかなと思ったんだけど、人がいないと、そんなのをつくってもしようがないですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。外注になっちゃうものね。

○望月盛土対策課長

外注はできないんじゃないかな。今、土木事務所に数人配置をしてもらいたいという要望を出しているんだけど、それができないと言われていて。

○内藤総務局長

そういうのは「必要である」「必要と考えられる」みたいな書き方で書いておいてもいいかもしれない。

○望月盛土対策課長

それはお金を出せば人が来るわけじゃなくて、もともと採用の枠があって、今から人を増やすことはできないんだよ。

○福田土地対策課長

今の職員でやるのは無理があるよね、確かに。

○望月盛土対策課長

頭が痛いんですけど、それができれば理想的なんだろうなと思っています。もっと言うと、市町村の都市計画、それも全部、もしかしたら県に来るかもしれない。

○福田土地対策課長

そんな話がありましたね、確かに。

○清水総務局参事

吸い上げるということですか、権限を。そうなんですか。

○福田土地対策課長

いや、まだその可能性があるという話です。

○内藤総務局長

それはどこから、そんな話が話が出て来たのですか。

○福田土地対策課長

あくまで可能性という話で、盛土新法に乗じてと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

市から来てもらうしかない。

○望月盛土対策課長

そんなに権限を持ったってしょうがないんじゃないかな。

○内藤総務局長

ただ、そこはまだそうなるかどうか分からない話なんで、ここには触れることはないと思うんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

再発防止策もそうだけど、今言ったように絵に描いたもちじゃないですけど、理想は理想であるんだけど、でも現実を見ると、やっぱりできないよねというところがあると思うんですよ。そこをどのレベルで、この再発防止策を書くかというのがね。

○内藤総務局長

今は一応、実際やっていく、もう実現できそうなことしか書いてないはずですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そのレベルでいいんですね。理想はこうだけど、現状から見ると、このレベルと。

○内藤総務局長

そうですね。今は、少なくともこれだけはやっていくぞというところは書いていきたいと。理想のことを言い出すと、法律を変えなければいけないとか、そういう話にもなってしま

うので、さすがにそれは難しいのかなと思います。法律改正の要望を出していくとか、そういうことは書けるとは思いますけど。人員を要望していくとか、要望するのは自由に書けるとは思うんですけど。

あと、すみません。やっぱり確かにヒアリングのところですよ。

○大川井森林保全課長

どこに入れていいのかが分からなくて。

○内藤総務局長

どういうことについて聞いたところみたいなのがないと、なかなか分からないかなと。

○大川井森林保全課長

ええ。今、皆さんに僕が口で、こんな観点で聞きましたと言ったけど……

○内藤総務局長

それを書いたほうがいいと思いますね。

○大野森林保全課長代理

森林保全課ですけど、その書きぶりというか、どういうふう書いてという何か形式的なものを教えていただければ、非常に書きやすいんですが。パターン例みたいなものをお示しいただければ、それに合わせて書きますので。今言ったとおり、県職員のヒアリングという箱の下に、聞いた内容だけ、取りあえず文章で書けばいいよということであれば、そういうふう書きますけど。今この場でなくてもいいので、また改めて結構ですので、教えていただければと。書き方の例を。そのとおりに書きますので、よろしくお願いします。

○内藤総務局長

そうですね。統一したほうがいいと思いますね。

例えばさっきの砂防課の6ページみたいな感じで、これは分かりやすかったですよね。清水さん、何か言いたいことがあればお願いします。

○清水総務局参事

いや、事実関係の書きぶりとはちょっと体裁を変えたほうがいいなと思ってですね。同じにしちゃうと、それが公文書に書いてあるものだと思われてしまいますので。

○内藤総務局長

ここは検討させていただきます。そのほかに質問を出してください。

○清水総務局参事



質問というか、3点なんですけど、まず15ページの【考察】のところというか、この考察は無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったかという論点になるものですから、林地開発許可申請の内容が現時点で審査しても適切な内容ですよ。一応、そこの検証として申請内容をチェックしたけど、申請内容としては適正だったよ。都市計画法も同じなんですけど、そういうのがあったほうがいいのかなと思ってですね。行政対応検証委員会的时候にも、土採取等規制条例の届出内容とかを見て、おかしいというか、3万6,000ぐらい入れる計画になっているけど、あり得ないみたいなどころがあったものですから、申請内容は適正だとは思いますが、今の目で見たときに、4つの基準で見てきたときに——4つの基準でいいんですよ。この基準については、申請内容はこういう内容になっているので、その内容に照らすと、この基準は満たしているよ。その4つの主なものでいいので、その基準に照らしてみたときには、こういう申請内容だから適正だよというような、考察じゃないんですけど、考察の部分で、そういうのがあったほうがいいのかなと思ったので意見として述べさせていただきます。

○内藤総務局長

このポツ、ポツがあって、最後に。

○清水総務局参事

最後まで、どこでもあれなんですけど。

○内藤総務局長

こう対応をして、それはどうだったよというのがあって、最終的に結局、その申請の内容はどうだったかを書きたいですよ。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

確かにそれが一番実は肝腎というか、あまりよくない申請をオーケーしちゃっていたとすると、それはまずかったことにやっぱりなると思うので。

○大川井森林保全課長

それを【考察】に書くんですか。

○清水総務局参事

【考察】か……。そうですね。

○大川井森林保全課長

事実関係じゃなくて、考察ですか。

○清水総務局参事

書くとしたら【考察】しかない気がする。そこは別枠になるのかもしれないですけど。

○内藤総務局長

事実関係としては申請が出てきて許可したということですからね。その許可が本当によかったのかを考察したいということですよ。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

それは都市計もそういうのを見てもらいたいですよね。申請書が、今の目で見てもというの。

○清水総務局参事

たしか見られたという話は多分されていたと思うんで、それを文字化というか。

○福田土地対策課長

今言っているのは■■■■のことですか。

○清水総務局参事

そうそう。申請しているのは■■■■ですから。

○福田土地対策課長

そう、C工区は出してないので。無許可なので。

○清水総務局参事

そうですね。C工区の開発許可申請ですよ。

○内藤総務局長

昨日言った⑤の完了が適切なのかとかね。

○福田土地対策課長

⑤はこれからつくりますので。

○清水総務局参事

あとはあれか。完了届でしたっけ。

○福田土地対策課長

あと、防災措置の。

○清水総務局参事

そう。ついてきている内容が。あれはちょっと分からないのかもしれないですけど。

○福田土地対策課長

ただ、ものがね。

○内藤総務局長

まあ、都市計画についてはまた後で。

○片山廃棄物リサイクル課長

森林法も後追いで出させたのはあるんですけど。申請とか届出とかはありませんでした。森林法で何か後追いで。

○大川井森林保全課長

それこそD工区は開発されちゃって……

○片山廃棄物リサイクル課長

後追いで出させたんですけど。

○大野森林保全課長代理

復旧はしていますので、復旧させて、それが終わってからなので、後追いというか、復旧していますので。

○片山廃棄物リサイクル課長

そっちの命令を出しているんですか。

○清水総務局参事

指導ですね。

○内藤総務局長

今の御質問の意図はどういうことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

手続的には法令の中に取り込もうとして、いわゆる申請書をやむを得ず出させたと。そういう形になるのかと。

○清水総務局参事

許可がないとできないから。

○大川井森林保全課長

そうそう。許可がないとできないんですよね。なので、真っ当に是正指導して、許可申請が出てこないんだったら、もう山に戻して終わりになってしまうんで、そこは開発すると事業者も言っていましたし、そもそも大分進んじやっていたんですけど。なので、一回是正させた上で申請を出させました。そういう形です。

○清水総務局参事

あと2ついいですか。これは書きぶりだけの話なんですけど、この2つだけ物すごく気になったものですから、特に言わせてください。

18 ページの再発防止に向けた対策の(1)の2ポツ目で「デジタル技術を活用した測量機器を整備する」という書きぶりになっているんですけど、これだと整備することが対策みたいに見えちゃうものですから、書き方は同じなんですけど、何々を整備して、こういうふうにしていくみたいなの、そういう書き方のほうがいいかなと思ってですね、対策としては。

○大川井森林保全課長

そうですね。もちろん整備して終わりじゃなくて。

○清水総務局参事

うん。前段に書いてあるといえば書いてあるんですけど、それをひっくり返すような書き方で。

○大川井森林保全課長

分かりました。

○清水総務局参事

あと、同じことで、19 ページの一番下のやつも「伐採造林届と突き合わせるシステムを整備する」となっているんで、やっぱり整備をしてやっていくことがメインになるような書きぶりにしたほうが対策としてはいいかなと。

○内藤総務局長

ひっくり返せばいいということですか。

○清水総務局参事

ひっくり返すようなイメージですかね。

○大川井森林保全課長

整備して何をしたいのかを書く。そういう書きぶりにしたいということですね。

○清水総務局参事

そうそう。

○内藤総務局長

11 ページの上から4行目か、沈砂池の話ですかね。指導では1基だったが、現地に行ったら2基できていたと。結局、これは2基できていたけど、適切なんでしたっけ、それが。

○大川井森林保全課長

じゃない。最後、■■■■と連絡が取れなくなったときに文書を出したんですけど、そこには沈砂池の指導も入っているんですよね。

○内藤総務局長

2基できていた。そもそも沈砂池がという話がまた出てくるんでしたっけ。

○大川井森林保全課長

いや、もうこれきり出てこないですね。

○内藤総務局長

できていたけど、結局、まだ条件を満たさなかったということですよ。

○大川井森林保全課長

今、局長が言われたのは11 ページですけど、例えば12 ページの一番下のところなんかは……

○内藤総務局長

また沈砂池を設置と書いてありますね。

○大川井森林保全課長

ええ、これですね。こういう指導を。これは宛先不明で返ってきちゃったやつですけど、そういう話はありませんけど、現場で見たのはこれが最後ですね。

○内藤総務局長

やっぱり2基できていたけど、満たしてなかったことを書いておいたほうが。いつまで沈砂池のことを言っているのか。ずるずる出てくるなという感じがするので。我々は分かるのでいいんですが。

○大川井森林保全課長

この11ページの「2基できていたが」とかと加えて書くと。

そうか。これはヒアリングの内容なんですね。しゃべったことなんですね。だから、括弧書きで、後々どうだったかと書くか。

○大野森林保全課長代理

なので、2つ目のポツは要らないのかなと思って、あえてここでは。

○大川井森林保全課長

まあ、要らないといえば要らないのかもしれないね。

○内藤総務局長

そうだね。1ポツ目で、容量を満たす沈砂池設置を指導したとなっていて、要はまだ満たしてないことが分かればいいかなと思うんですけど、ここで。まあでも、いいのか。ヒアリングの結果だから。分かりました。いいです。

そのほか何かありますでしょうか。

○清水総務局参事

1ページ目の一番最後のポツがあるじゃないですか。水は流れていないというのが。これは、この関係と、あと第3盛土の関係の新聞記事の関係で、ヒアリングの結果は載っているんですけど、何て言いますか、別建てで新聞の記事に関する事実関係を確認したら、こうだったので、こういう事実はなかったと思われるだとか、あとは水が流れている流れていないとかという話があったんで、こういうふうに言われているけど、実際に確認したらこうだったよというような、最後にワンコーナーを設けて、そこに何か入れるような形にしてもいいのかなと思って。で、この最後のポツのやつとかは、実際に行かれて写真とかも撮られたりとかもしているものですから、そういう情報も、もし入れられるんだったら入れてもいいのかなと思ってですね。せっかくやられているので。

○内藤総務局長

ここからどこかに移植するということですか。

○清水総務局参事

移植というか、再発防止の前ぐらいに。全部の論点についての考察をした最後にワンコーナーを設けて、そこに補足じゃないんですけど。

○大川井森林保全課長

確かにここはどこに入れたらいいのかなということで、今、ここにいるんですけど。

○清水総務局参事

確かにほかのところがないんでね。

- 大川井森林保全課長  
なるほど。論点の後ろにでも入れます。
- 内藤総務局長  
論点の後ろにか。これまた、新聞かな。
- 清水総務局参事  
これは何ですか。■■■■関係ですか。
- 内藤総務局長  
■■■■関係だね。
- 清水総務局参事  
特別委員会にみえた方の関係なんでしょう。
- 望月盛土対策課長  
森林の何て言うか……。
- 清水総務局参事  
■■■■先生じゃなくてですか。
- 内藤総務局長  
じゃなくて、この前……。■■■■さんか。
- 清水総務局参事  
■■■■さんだ。
- 内藤総務局長  
それは新聞に出たんだよね。
- 大川井森林保全課長  
埋めちゃう前に、これは……
- 内藤総務局長  
これは埋めちゃった話ですか。
- 大川井森林保全課長

埋めちゃった話の関係になるんで。6月2日に僕らは見に行っているんで、あのときの雨のときに見に行っているんですよ。なので、■■■■さんじゃないですよ、話の発端は。

○内藤総務局長

その前の新聞記事か何かですか。

○大川井森林保全課長

新聞だけ。

○大野森林保全課長代理

■■■■さんが表流水について言ったので。

○大川井森林保全課長

そう、表流水の話をしたので、D工区が……。

○内藤総務局長

じゃ、例えば「D工区の表流水について」みたいなタイトルを設けて、【考察】の最後のところに入れて。

○清水総務局参事

そうですね。全ての論点が終わった後にワンコーナーを設けて、確認したことを。

○内藤総務局長

そうですね。いついつに確認してとか、写真も入れてもらうとか、もうちょっとこれを、だから、充実させて後ろに持ってくると。

○望月盛土対策課長

福田課長がつくられた資料の10ページとか、このようなイメージでいいですかね。

○内藤総務局長

福田さんの10ページですか。そうそう。これはだから、聞き取りした部分を特出ししてくれたんですよ。

○福田土地対策課長

うちの場合は、さっき言ったみたいに入れるところがないので。

○内藤総務局長

だから、こんな感じなのかな。そのほかはよろしいでしょうか。いいですかね、取りあえず。



じゃ、取りあえず今言われたこととしては、まず1ページ目の図面をもう少し大きくするんですかね。位置関係が分かるように。

○大川井森林保全課長

そうですね。それか、該当するページに拡大した図面を入れるか、どっちか検討させてください。

○内藤総務局長

はい、分かりました。1ページ目の6ポツ目は特出して、【考察】の最後に持ってきてください。それから、職員ヒアリングの書き方については、こちらのほうでも考えてみますので。

それと18ページの5の(1)の2ポツ目及び19ページの最後のポツについては、機器を整備して何々していくという書き方に改めていただくと。

そのほかはあまり指摘はなかったような気がするんですけど。

○望月盛土対策課長

熱海市と県との役割がここで、これは県、あるいは市ですよというのが分かるほうがいいかなと。

○大川井森林保全課長

そうだね。

○内藤総務局長

清水さん、書きぶりの話はどうですか。

○清水総務局参事

好みの部分もあると思うものですから、ちょっと打ってみたのをお渡しして見ていただくような感じでもいいですかね。

○大川井森林保全課長

何か1例あれば、それに合わせます。

○清水総務局参事

書きぶりというのはヒアリングのほうの話ですか。

○内藤総務局長

いえいえ。

○清水総務局参事

全体の書きぶりですか。

○内藤総務局長

いや、あれだよ。

○清水総務局参事

あ、事実関係の話ですね。

○内藤総務局長

ヒアリングのは今、清水さんが案をつくってくれるという話でね。清水さんは何を言ったんですか。

○清水総務局参事

この本文の中で細かい書きぶりで、こうしたらどうかというのがあるんで。

あとは事実関係は書きぶりですよ。基本的に例というか、常任委員会の資料が例なんですけど。

○内藤総務局長

事実関係については、常任委員会に資料を出していて、そこに事実関係が書いてあります。多分、あれの事実関係はかなり抜粋してきているので、こっちの皆さんが今、本番のでつくってくれているほうが、あれよりもっと分厚いと思うんですよ。

○清水総務局参事

なので、イメージは文章になっているというか、一番は、この1行目の部分、さっき福田課長がおっしゃいましたけど、例えば砂防法でいくと、今、こっちは進達ヒアリングという形で書いてありますけど、常任委員会のほうは、面指定することの再検討を求められるというような形で書いてあるものですから、イメージでは単にヒアリングということじゃなくて。

○内藤総務局長

これね。1998年9月2日、砂防指定地進達ヒアリングと書いてあるところね。要は常任委員会の資料はもう少し分かりやすく書けという指示があって、もう少し詳しく書いたんだよね。今、清水さんが言ったように、何て書いてあったっけ。

○清水総務局参事

なので、こっちも内容のほうには書いてあるといえば書いてあるんですけど、9月2日ていくと、国の砂防指定地進達ヒアリングにおいて、流域全域を面指定することについて再検討を求められるというのが、出来事として入ってくるようなイメージです。

○内藤総務局長

それは書いてあるんで。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そうすると、逆に内容というのはもう入れないということですか。

○清水総務局参事

そう。ここについては内容はなくなるような。

○片山廃棄物リサイクル課長

なくなっていいんですか。

○清水総務局参事

なくなる場合もありますよ。全部がなくなるわけじゃないけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、こっちの文章を使えばいいですか。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

そういうこともあって……。でも、これは書いてあるよね、全部。

○清水総務局参事

たまたま例はそうですけど。これに合わせたいのが正直なところなんですけど。こういうふうにしたいというのが。

○内藤総務局長

それは合わせないといけないのかな。要はこれを要約したのがこの資料であるわけじゃないですか。

○清水総務局参事

要約なんですかね。ちょっとあれなんですけど。こっちのほうが詳しい部分もあるかなとは思いますが。

○内藤総務局長

うん。こっちが詳しく書いてあるところもあるからね。今みたいにちゃんと書いてあるんだったらいいような気がするんだね。

○清水総務局参事

ただ、書きぶりがばらばらになっちゃうんじゃないですか。これで見ると分かりにくいのもかもしれないんですが。

○内藤総務局長

要は砂防とほかの法律の書き方が違うからということですか。

○清水総務局参事

いやいや、じゃなくて、ほかも同じですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

配付資料で議員の先生に分けていくので、先生から見ると、この言葉が9月に出しているんで、引き続きこれを使っていくほうが理解がしやすいんじゃないかということですね。

○清水総務局参事

そのほうが統一性があるかなと思ってですね。

○内藤総務局長

なるほど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どうということですか。

○福田土地対策課長

今、砂防法とこれがありますよね。今の書きぶりとして、事実関係のところ、例えば同じ日付を見ると、9月2日を見ますと……

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この書きぶりがここにはされていないということですか。

○福田土地対策課長

そう。基本的にこれを使ってくださいということです。中には、こっちよりも細かく書いてあるのがあるので。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここに枠が一つあるじゃないですか。この事実関係が充実して、こういうふうになっている。

○清水総務局参事

これがこれということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。これで何か追加があれば、こういうふうに書いていけばいいですね。そうすると、ボリュームがちょっと増えちゃいますけど。

○内藤総務局長

要は常任委員会の資料に書いてあることは全部書いてもらってと。

○清水総務局参事

そうですね。それがなくなっちゃうと困っちゃうんで。

○内藤総務局長

それを書いた上でさらにもっとこっちに書いてくれていることがあれば、それはそれで生かしてもらおうと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは事実関係の整理のところですよ。

○清水総務局参事

そう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、この前、常任委員会に出した内容は、少なくともここに書いておいてくださいねということだよ。

○清水総務局参事

なので、この1行目の書きぶりも合わせたいなという気持ちはあるんですけど、1行目というか、見出しに当たる部分です。出来事の部分。例えば10月28日だったら、「砂防指定地の指定について(進達)」となっているんですけど、「県が砂防指定地の指定を国に進達する」みたいなね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こっちの表現にね。

○内藤総務局長

結局、要は、もともと、この事実関係に載っているやつで委員会資料はつくったんですけど、分からないと。分かるように書けと言われた結果がこれなんです。そういうふう

していただければという話ですね。

○福田土地対策課長

これなら分かるということですね。

○内藤総務局長

そう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

例えば1999年2月16日のところで見ると、この前の常任委員会に出した資料だと、県の進達どおり、国が砂防指定地を指定すると。

○清水総務局参事

そうですね。なので、それは内容の部分がなくなると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

5ページのその部分はまず、ここまで対象に入ってくるよと。

○内藤総務局長

そう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

通知とか進達とか、そういうのはもういいということですね。

○内藤総務局長

うん。なので、これは今のほうで内容と書いてくれてあるけども、単純に「砂防指定地の指定について(通知)」だと、誰が誰に通知したのかが分からないじゃないかみたいなことを言われて、それで、こうやって書いているので。

○清水総務局参事

なので、これにまとめたときも同じかなと。

○内藤総務局長

分かりました。分かりましたというか、それでお願いしたいんですけど。

○清水総務局参事

ここに載ってない、こっちに書いてあるやつも同じように。

○内藤総務局長

同じ書きぶりです。

○大川井森林保全課長

そのフォーマットを示していただけませんか。

○清水総務局参事

フォーマットというか、フォーマットも何も、こういう書きぶりにすると。

○大川井森林保全課長

このままの様式でいいんだけど、こっちの書きぶりにするということですか。

○清水総務局参事

そう、それだけです。

○大川井森林保全課長

表に入れるわけじゃないんですね。

○清水総務局参事

表に入れるわけじゃないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

9月の配付されたデータからコピペしてくれはいいんですよ。

○清水総務局参事

載っているやつはね。載ってないやつは駄目ですけどね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

載っているのは同じような表現に変えてくるということですね。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

載っているやつはコピペして、もともとあるのは消しちゃって、載ってないやつは同じような書きぶりに合わせてもらうというか、そういう作業を。ちょっと作業になっちゃいますけど。

○福田土地対策課長

今おっしゃっていたのは、お題目の部分じゃないですか。下に補記して下さっている

ところもあるでしょう。例えば県の考えとして何か書いてあったり、弁明の内容と書いてあったり、それも全部載せるんですか。

○清水総務局参事

イメージとしては、それもないと始まらないので。

○内藤総務局長

県の考えの元は、多分、公文書から、それが読み取れるものを拾ってあると思うので、要は、ここに書いていることは全部載せると。

○福田土地対策課長

さらに載せてもいいですか。

○清水総務局参事

さらに載せてもいいです。

○内藤総務局長

削っちゃまずいですよね。

○清水総務局参事

削らないほうがいい。削ると隠したと言われちゃうんで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

このゴシックで書いているのをこっちに載せるだけであって、内容とか、そこら辺はどうですか。

○清水総務局参事

内容も。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これを持って来るんですか。

○清水総務局参事

うん。持ってこれるやつは持ってくる。なので、ここに載っているのにプラス追加してもいいし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

内容もですか。



○清水総務局参事

ええ。より充実させてと。

○福田土地対策課長

逆にという言い方も変か。今ここに書いてある文言があるじゃないですか。これに例えば注釈で「以下のとおり」とか、文言を付け加えるのはありますか、この中に。「下表の  
とおり」とか。例えばですけど。この文言はもういじっちゃ駄目ということなのか、ちょっと  
中をいじってもいいか。

○内藤総務局長

これはちゃんと書いていただいて、そこに何か付け加える分にはいいと思います。

○福田土地対策課長

ここに例えば「開発行為を以下のとおり確認した」とか。今、「開発行為を確認する」と  
書いてあるけど。

○内藤総務局長

「以下のとおり」と書いて、以下に何か書くということですね。それはいいんじゃないん  
ですか。

○福田土地対策課長

それはありと。そうするかどうか分かりませんが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

括弧書きはどうなるんですか。

○清水総務局参事

括弧して、何かで事実を確認とか、そういうことですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

例えば10月28日に「県の砂防指定地の指定について」と書いて、括弧して括弧書き  
にしてくれているんだけど。

○内藤総務局長

これか。

○清水総務局参事

どれですか。

- 内藤総務局長  
「(指定方法等について記載されている)」と。
- 福田土地対策課長  
10月28日は2つあるけど。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
下のほうです。
- 清水総務局参事  
これはこっちのほうが詳しいですけどね。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
(現状)とか、(面指定の要否)とか、(対応方針)、そういうふうに5ページのところで書いてあるけど。
- 清水総務局参事  
対応方針というのは何でしたっけ。例えば対応方針が「指定進達のとおり」だと、多分、対応方針が全然分からないので、その方針を書いたほうがいいですよ。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
というか、これに資料がつくじゃないですか。本当だったら、皆さんに配ったこの資料が。それを見れば分かるんだよね。
- 清水総務局参事  
分かりますけど、開かないですよ。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
開かないけど、そこまでやって……。
- 清水総務局参事  
「指定進達のとおり」とはどういう意味なんでしたっけ。
- 松村砂防課傾斜地保全班長  
標柱指定で、要は流域全域を指定しないと。むしろこの書きぶりが、28日の指定進達が前に載ってしまっているの、「進達のとおり」となっている。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
ここか。標柱指定と書いてあるところか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

はい。5ページの一個の前の「砂防指定地の指定について(進達)」の(指定方法及び理由)と(今後の方針)はそのまま維持された恰好になっています。委員会資料には、それが前後して逆に書いてあるので、そこは多分、書き直す必要があるかなと。

○清水総務局参事

そう。これは前後しちゃったのは、再検討のほうが先かなと思ったものですから。再検討した上で進達していると思ったんで。

○内藤総務局長

それは逆なんだ。

○清水総務局参事

でも、再検討しなきゃ進達しないですものね。だから、これは再検討を先に持ってきたんですけど。

○内藤総務局長

何で、こっちは逆になっているのかな。

○松村砂防課傾斜地保全班長

これは単純に、前につくった順番にそのまま書いたものですから。提出した資料の順番どおりに入れたので。

○内藤総務局長

なるほど。

○清水総務局参事

本当はひっくり返したほうがいいですよ。

○松村砂防課傾斜地保全班長

はい。

○内藤総務局長

そのぐらひはひっくり返してもいいのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうか。そうなるとまたあれだね。

○内藤総務局長

でも多分、そのままコピペしていただければいいはずなんだけど。基本的にはね。

○清水総務局参事

ただ、事実関係が多いやつはあれかもしれない。廃棄物が大変なんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。入れてみないとちょっと分からないな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もっと言うと、これはもうやめちゃって、これに統一するということで、これにないものは同じような書きぶりにするという言い方にも取れますよね。

○内藤総務局長

そういう感じですよ。

○清水総務局参事

あとは、ここにまとまっている内容がもし不足する内容があるんだったら、それは追加していただいたほうがいいんですけど、ここは収めるために結構コンプレッスしちゃっているんで。

○望月盛土対策課長

ページ数が増えちゃうね。

○清水総務局参事

うん。

○福田土地対策課長

増えるのか減るのか、よく分からないな。

○大野森林保全課長代理

修正の期限というか、またお示しいただけるんですね。

○清水総務局参事

でも、事実関係は別にね。年内ぐらいでいいかな。

○内藤総務局長

最終的に直っていただければいいから。

○大野森林保全課長代理

結構、作業量的にはあるのかなど。

○清水総務局参事

そうですね。そこは本当に、今、局長が言われましたけど、最終的に直っていただければいいと思うので。

○松村砂防課傾斜地保全班長

分かりました。

○松村砂防課傾斜地保全班長

次の同じ法律の整理の審査のときに、別途、清水参事からいただける言い回しの修正も含めて直してという感じですか。

○清水総務局参事

言い回しだけだったら、そこも最終的に直ってからでも。その言い回しの部分も次じゃなくても。多分、自分も対応できないはずなので。

○内藤総務局長

肝の部分とか、構成が変わっちゃうような部分は直してもらおうとか、図面を入れるみたいな話もありましたけど、そういうのはやってもらうけど、まあ、言い回しとか、さっきのフォーマットを統一してみたいな話だったら、それは最終的になってればいいもので。皆さんができるならやってもらえば、より早くきれいになるんで、できる範囲でお願いします。

○福田土地対策課長

はい、分かりました。

○内藤総務局長

じゃ、都市計画法は月曜日に。月曜日は何と何の予定でしたっけ。

○清水総務局参事

一応、土砂法と土採取です。

○福田土地対策課長

廃棄物も入っていませんでしたっけ。

○清水総務局参事

廃棄物は無理です。

○内藤総務局長

土砂法と土採取の予定だったけど……

○清水総務局参事

それに都市計画法がプラスされると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

何時からでしたっけ。

○清水総務局参事

1時 15 分から。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

月曜日ですか。

○清水総務局参事

月曜日です。

○片山廃棄物リサイクル課長

委員会前だな。まだ日はありますけどね。常任委員会は。あ、会計検査があった。うちは来週、会計検査です。

○清水総務局参事

来週、会計検査ですか。

○内藤総務局長

すみません。会議中なので。その他、何かありますでしょうか。いいですか、取りあえず。じゃ、次回の会議について、今申し上げましたけれども。

○清水総務局参事

来週の月曜日、この会場で、1時 15 分からの予定です。

○内藤総務局長

じゃ、片付けはしなくていいのね。

○清水総務局参事

いいです。このままでいいです。

○内藤総務局長

それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。本日の会議はこれにて終了しま

す。

ありがとうございました。